

平成 27 年第 2 回三重県議会定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎所管事項説明

1 「平成 27 年版成果レポート（案）」について	1
2 三重県新地震・津波対策行動計画	
平成 26 年度実績レポートについて	30
3 三重県復興指針（仮称）について	32
4 「ちから・いのち・きずなプロジェクト」について	36
5 審議会等の審議状況について	38

【別冊】

○三重県新地震・津波対策行動計画実績レポート

平成 27 年 6 月 22 日

防災対策部

1 「平成 27 年版成果レポート（案）」について

施策 111 防災・減災対策の推進

緊急課題解決 1 命を守る緊急減災プロジェクト

施策 111

防災・減災対策の推進

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんや県、市町および防災関係機関などのさまざまな主体が、自然災害の厳しさを共有し、防災・減災に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、「協創」の取組が進み、災害に強い社会が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標について、高い実績値となった昨年度からは数字を下げるものの、年度目標をほぼ達成したことと、活動指標についても、ほぼ目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標達成 状況	27 年度 目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合		43.0%	45.0%	50.0%	50.0%	0.98	50.0%
		39.5%	43.0%	57.5%	48.9%		

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	過去 1 年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合
27 年度目標 値の考え方 (みえ県民力ビジョン記載内容 を転記)	防災活動に参加する県民の割合を、現状値から毎年度 3 %程度向上させることを目標として設定しました。

活動指標		23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標達成 状況	27 年度 目標値 実績値
基本事業	目標項目						
11101 新たな防災・減災対策の計画的な推進 (防災対策部)	新地震・津波対策行動計画の進捗率	—	—	20.0%	60.0%	1.00	100.0%

活動指標		目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標値 実績値	27年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
基本事業								
11102 災害対応力の充実・強化（防災対策部）	県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数	5回	6回	6回	7回	1.00		8回
			7回	7回	8回			
11103 「協創」による地域防災力の向上（防災対策部）	自主防災組織の実践的な訓練実施率	29.0% 23.1%	36.0%	43.0%	0.72		50.0%	
			27.0%	27.0%				
11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化（防災対策部）	県防災情報メール配信サービスの登録者数	40,000人 36,000人	42,000人	46,000人	0.93		50,000人	
			38,500人	40,200人				
11105 災害医療体制の整備（健康福祉部医療対策局）	災害拠点病院等の耐震化率	71.4% 62.9%	68.6%	71.4%	1.00		82.9%	
			68.6%	68.6%				
11106 安全な建築物の確保（県土整備部）	耐震基準を満たした住宅の割合	84.5% 82.2%	86.4%	88.2%	0.98		90.0%	
			83.7%	85.2%				
11107 緊急輸送ルートの整備（県土整備部）	緊急輸送道路*に指定されている県管理道路の改良率	91.2% 91.2%	91.2%	92.3%	1.00		94.5%	
			91.2%	92.3%				
11108 消防力向上への支援（防災対策部）	消防設備等の充足率	83.3% 82.8%	83.5%	83.7%	1.00		84.0%	
			82.9%	83.3%				
11109 高圧ガス等の保安の確保（防災対策部）	高圧ガス等施設における事故発生防止率	100.0% 99.6%	100.0%	100.0%	0.99		100.0%	
			99.6%	99.7%				

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	7,062	4,376	5,913	3,882	3,494
概算人件費		848	956	897	
(配置人員)		(94人)	(104人)	(101)	

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①「紀伊半島大水害」や「平成 26 年 8 月豪雨」で得た教訓や災害対策基本法の改正内容などをふまえるとともに、新たにタイムラインの導入方針を示した「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しを実施。「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」について、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進計画と位置付けるための必要な修正を実施
- ②三重県地震被害想定結果をホームページ（「防災みえ.jp」）で公開するとともに、様々な機会を捉え、リーフレット等を用いた啓発に取り組み、県民への周知を実施。被害想定調査結果のメッシュデータ等、詳細なデータを市町や防災関係機関に提供するとともに、被害想定調査結果への正しい理解と活用を促すため、市町職員を対象とした研修会（8月 22 日）を実施
- ③「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、熊野市の二木島町と木本町の 2 地区で新たに取組を実施するとともに、紀宝町鵜殿地区でも取組を実施。また、南伊勢町、津市では昨年度に引き続き「My まっぷラン」*を活用した津波避難計画作成の取組を実施。「避難所運営マニュアル」については、平成 25 年度から継続して四日市市、伊賀市で取組が実施され、熊野市新鹿地区では、平成 26 年度から新たに取組を始めるとともに、いなべ市、名張市、南伊勢町でも取組を開始
- ④防災対策部と地域防災総合事務所・地域活性化局による「地域防災・危機管理会議」において、毎月、取組の進捗状況を共有するとともに情報交換を実施
- ⑤「三重県新地震・津波対策行動計画」について、平成 25 年度の取組結果と今後の取組の方向性を取りまとめ、防災対策会議幹事会（9月 11 日）において庁内の共有を図るとともに、県議会常任委員会（10月 8 日）に報告。また、計画については、ホームページ（「防災みえ.jp」）で周知するとともに、冊子を印刷（5月：1,200 部、7月：800 部）し、市町や防災関係機関を始め、各部局が所管する団体等にも配布し、実践への協力要請と会議やイベントの場を活用した啓発を依頼
- ⑥桑名市と木曽岬町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「津波避難対策特別強化地域」の指定から外れたことから、平成 26 年 4 月に県・桑名市・木曽岬町からなる「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を設立。実務レベルの検討会議（6月 3 日～10月 15 日：7回）で必要なハード・ソフト対策について検討を重ね、11月 7 日の第 2 回協議会において、広域避難施設整備等に係る支援や河川堤防の耐震対策など国への政策提言等を行う項目、津波避難施設整備等に対する支援や海岸堤防の耐震対策など県が実施する項目、避難計画の作成など市町が実施する項目に仕分けるなどの一定の整理を行い、国に政策提言を行うとともに、新たな財政支援制度を創設
- ⑦主要観光地における観光客の防災・減災対策を進めるため、鳥羽市、紀北町と共同で観光地における課題検討を推進。また、観光地における防災対策の機運を高めるため、6 月に観光・国際局、防災対策部、みえ防災・減災センター、鳥羽市が連携し、観光関係者や市町職員を対象とした観光防災セミナーを開催。さらに、鳥羽市では、観光関係者による、災害時の帰宅困難者対策をテーマとしたワークショップなどが開催（10月～2月：3回）され、県としても防災技術専門員が指導を行うなどの支援を実施。紀北町については、民宿が集積する古里地区を対象に、観光事業者や地元自治会等と観光客対策にかかる検討（8月～3月：3回）を実施
- ⑧「三重県新風水害対策行動計画」の策定について、防災会議専門部会の「防災・減災対策検討会議」を開催（7月、12月）して有識者等を交えた検討を進めるとともに、市町・消防本部担当者との意見交換（8～9月、11月）、パブリックコメント（12～1月）などを実施し、本県における風水害対策にかかる重要課題をふまえた 40 の重点行動項目を含めた、151 の行動項目を取りまとめ、3月 18 日に公表
- ⑨原子力災害対策について、被害を受ける立場と他県からの避難者を受け入れる立場の両面から、原

子力災害対策アドバイザーの意見を聞きながら検討を行い、取りまとめのうえ「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」に記載

- ⑩地域減災力強化推進補助金について、各市町のより実情に即した事業展開を支援するため、補助金の対象用途の拡充を図り、29市町に245,383千円（3月末実績）を交付
- ⑪県と市町の広域的な応援・支援体制の整備について、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」や国土交通省中部運輸局の「災害ロジスティック中部広域連絡会議三重県地域部会」により、災害発生時における物資支援や広域避難について、検討を実施。県境を越える広域避難については、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」における協議結果をふまえるとともに、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曽三川下流域等における防災対策連絡会議」において、協議を実施
- ⑫東日本大震災への支援について、「三重県東日本大震災支援本部員会議」（4回開催）により全庁で情報を共有するとともに、被災地への支援や県内避難者への被災県情報誌等の情報提供（24件配布）を実施

【災害対応力の充実・強化】

- ①災害対応力の充実・強化に向け、県災害対策本部や地方災害対策部の体制について、図上訓練により活動マニュアルおよび災害対策本部体制の検証を実施
- ②北勢広域防災拠点について、完成の目途としている平成29年度に向けた整備を推進
- ③防災ヘリコプター「みえ」は、平成5年4月の運航開始から22年を経過し、平成26年度の活動件数は248件、飛行時間は208時間（26年度末までの活動件数5,924件、飛行時間6,260時間）
- ④平成26年9月8日に国民保護図上訓練を実施し、国民保護措置に関する一連の対応を確認
- ⑤大規模災害発生時に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備を推進。国・県・建設企業との連携による訓練を実施し、道路啓開基地の整備および道路構造の強化を推進
- ⑥交番・駐在所に避難誘導資機材等を順次整備して防災機能の強化を推進

【「協創」による地域防災力の向上】

- ①企業防災力の向上に向け、「みえ防災・減災センター」に開設した相談窓口において、企業等からの相談に企業防災アドバイザー等が対応。11月14日、15日に開催された「みえリーディング産業展2014」に出展し、県内企業に相談窓口の設置をPRするとともに、地域別企業防災研修を4地域で開催
- ②「みえ防災・減災センター」において開講した「みえ防災さきもりコース」など3コースの防災人材育成講座に48名が受講。女性に限定したみえ防災コーディネーター*の新規育成講座では、31名を認定するとともに、女性を中心とした専門職防災研修では37名が修了。市町防災担当職員の防災研修については、8月8日から9月19日まで全5回の講座を開講し、23市町の職員が受講。このほか、「みえ防災人材バンク」の枠組を構築し、みえ防災コーディネーター等が、市町や地域の防災活動支援で活躍できるよう、バンクへの登録を促進（112名）
- ③啓発番組（レッツ！防災）を放送し、地域や住民が主体となった防災・減災に向けた取組を中心に紹介。また、防災シンポジウムについては、市町や「みえ防災・減災センター」と連携し、9月27日に伊勢湾台風55年事業（桑名市）を実施したほか、12月6日に昭和東南海地震70年シンポジウム（津市）を開催。「防災・減災アーカイブ」の構築に向け、昭和東南海地震に関する体験談や資料の収集を実施
- ④「自主防災組織活動実態調査」を実施。訓練の頻度が若干ながら増加するとともに、避難訓練や図上訓練をはじめ、避難所開設・運営訓練など実践的な訓練は徐々に増えているものの、県内各地域における活動の活性化には至っていないことが判明

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①県防災通信ネットワーク（地上系防災行政無線、衛星系防災行政無線、有線系通信）の維持管理を行い正常な通信を確保。また、災害拠点病院への防災行政無線機器の設置を推進するとともに、防災ヘリコプター用無線通信設備の再整備に着手
- ②気象情報・災害情報等の収集および県民への迅速・的確な提供を行うとともに、「防災みえ.jpメール配信サービス」を実施。また、新しい防災情報プラットフォームの構築に向けた概要構想を作成
- ③警察本部が保有するヘリコプターに搭載したヘリコプターテレビシステムにより、三重県総合防災訓練（図上訓練）に対応して映像配信するなど、災害発生時の情報収集・伝達訓練に努めたほか、老朽化により故障したヘリコプターテレビシステムの更新に向けた取組を推進

【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化工事に対する補助を実施（3病院で工事実施、うち2病院に補助を実施）
- ②災害医療コーディネーターを対象とした研修会を開催するとともに、災害医療訓練等への災害医療コーディネーターの参加を促進
- ③医療従事者を対象とした研修を実施するとともに、DMAT*（災害派遣医療チーム）を対象とした訓練や研修へのDMAT隊員の参加を促進
- ④災害医療訓練等を通じて三重県災害医療対応マニュアルの実効性を確認
- ⑤地域の実情に即した災害医療体制の整備について、検討・協議・情報交換等を行う地域災害医療対策会議を開催

【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、未耐震の住宅所有者への住宅戸別訪問、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を市町と連携して実施するとともに、木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を実施
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震対策を支援するため、耐震診断および耐震改修の補助を実施

【緊急輸送ルートの整備】

- ①災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路*に指定されている県管理道路の整備を推進

【消防力向上への支援】

- ①「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（平成26年3月策定）に基づき、広域化の検討に取り組む地域への情報提供等の支援を実施
- ②消防救急無線（共通波）のデジタル化の整備。平成27年4月の運用開始に向け、県内消防本部で構成する消防救急無線デジタル化推進協議会と連携し、維持管理を含めた運用方法を検討
- ③消防団の充実強化を図るため、三重県消防協会と連携し団員の入団促進等に取り組むとともに、消防学校における消防団幹部科課程の見直しを実施
- ④救急救命活動の向上を図るため、救急救命士の養成を支援し、資質の向上につながる講習等を実施

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①防災アセスメントの調査結果について、6月に開催された四日市コンビナート防災協議会を通じてコンビナート事業者への説明を実施。7月にはコンビナート事業所の安全対策を推進するため、コンビナート事業者を対象とした保安対策セミナーを開催。石油コンビナートの防災対策がより促進されるよう「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを実施
- ②高圧ガス等を取り扱う事業者等に対して保安検査及び立入検査等を実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①平成 25 年度に公表した「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」および「地震被害想定調査結果」を受けて「市町地域防災計画」の修正に取り組む市町からの支援要請に応えるとともに、必要なデータ提供を行いました。「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しについては、「紀伊半島大水害」や「平成 26 年 8 月豪雨」で得た教訓や災害対策基本法の改正などをふまえ、「三重県版タイムライン（仮称）」を新たに策定することなどの新規対策を加えた見直しを行い、3 月に公表しました。今後はこの方針に基づき、着実に風水害対策を進める必要があります。「地域防災計画（地震・津波対策編）」についても、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進計画と位置付けるために必要な修正を行い、3 月に公表しました。市町の地域防災計画についても同様の見直しが進められているところであり、引き続き必要な支援を行う必要があります。
- ②三重県地震被害想定結果をホームページ（「防災みえ.jp」）で公開するとともに、様々な機会を捉え、リーフレット等を用いた啓発に取り組み、県民への周知を図りました。また、被害想定調査結果のメッシュデータ等、詳細なデータを市町や防災関係機関に提供するとともに、被害想定調査結果への正しい理解と活用を促すため、市町職員を対象とした研修会（8 月 22 日）を実施しました。今後も引き続き、県民への周知を図るとともに、市町や防災関係機関、企業等が避難対策の検討やハザードマップの策定、BCP* の策定等、地震被害想定調査結果の防災・減災対策への具体的な活用を進める際の様々な支援要請に応じていく必要があります。
- ③「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、熊野市の 2 地区で新たに取組が行われたほか、鳥羽市、紀宝町でも取組が始まるなど、合わせて 5 市町 16 地区で取組が行われましたが、北中部への広がりがない状況にあります。「避難所運営マニュアル」についても同様に、取組に対する実地支援を行った結果、名張市内の 4 地区で作成に取り組まれたほか、いなべ市や熊野市でも取り組まれるなど、合わせて 7 市町 17 地区で取組が行われました。今後は、より一層、県内各地域への水平展開を図り、災害時要援護者をはじめとする避難者が、安心して避難生活を送ることのできる体制を整備する必要があります。
- ④防災対策部と地域防災総合事務所・地域活性化局による「地域防災・危機管理会議」において、毎月、取組の進捗状況の共有や情報交換を実施しました。今後も引き続き、地域や住民の自主的な取組が促進されるよう、本庁と地域機関との連携を強化していく必要があります。
- ⑤「三重県新地震・津波対策行動計画」について、平成 25 年度の取組結果と今後の取組の方向性を取りまとめました。結果については、防災対策会議幹事会（9 月 11 日）において府内の共有を図るとともに、県議会常任委員会（10 月 8 日）に報告しました。また、計画については、ホームページ（「防災みえ.jp」）で周知するとともに、冊子を印刷（5 月：1,200 部、7 月：800 部）し、市町や防災関係機関を始め、各部局が所管する団体等にも配布し、実践への協力要請と会議やイベントの場を活用した啓発を依頼しました。今後も計画の着実な推進を図るとともに、さらなる広報に努める必要があります。
- ⑥桑名市と木曽岬町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「津波避難対策特別強化地域」の指定から外れたことから、県として、直ちにこの地域の防災・減災対策の検討に着手し、平成 26 年 4 月に、県・桑名市・木曽岬町からなる「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を設立しました。その後、実務レベルの検討会議（6 月 3 日～10 月 15 日：7 回）において必要なハード・ソフト両面からの対策について検討を重ね、11 月 7 日の「第 2 回県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」において、広域避難施設整備等に係る支援や河川堤防の耐震対策など国への政策提言等を行う項目、津波避難施設整備等に対する支援や海岸堤防の耐震対策など県が実施する項目、避難計画の作成など市町が実施する項目に仕分

けるなどの一定の整理を行い、秋の政策提言活動において国に政策提言を行いました。加えて、「県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策推進補助金」を創設し、両市町の津波避難対策の取組を支援する仕組みを構築しました。今後は、関係市町とともに広域避難の具体的な方策を検討・構築し、国への政策提言活動も実施しながら地域の安心・安全の確保につなげていく必要があります。

- ⑦「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点項目に位置付けた主要観光地における観光客の防災・減災対策を進めるため、平成26年度は鳥羽市、紀北町と共同で観光地における課題検討を進めることとし、両市町との協議を進めました。また、観光地における防災対策の機運を高めるため、6月に観光・国際局、防災対策部、みえ防災・減災センター、鳥羽市が連携し、広く観光関係者や市町職員を対象とした観光防災セミナーを開催しました。これを受けた鳥羽市では、10月に、観光関係者による、災害時の帰宅困難者対策をテーマとしたワークショップなどが開催（10月～2月：3回）され、県としても防災技術専門員が指導を行うなどの支援を実施しました。また、紀北町において、民宿が集積する古里地区を対象に、観光事業者や地元自治会等と観光客対策にかかる検討（8月～3月：3回）を行いました。今後も両市町と連携し、津波避難対策や帰宅困難者となった観光客への対策など、具体的な課題設定に基づく対策の検討と実践を進めていく必要があります。
- ⑧「三重県新風水害対策行動計画」の策定に取り組み、有識者等からなる「防災・減災対策検討会議（7月、12月開催）等の審議内容や議会やパブリックコメントなどの意見等をふまえながら関係部局、市町、関係機関等との調整を図り、「三重県版タイムライン（仮称）」の策定を始めとする40の重点行動項目を含めた151の総合的な風水害対策にかかる行動項目を取りまとめて平成27年3月に公表しました。今後は、計画に掲げた行動項目を着実に実践していく必要があります。
- ⑨原子力災害対策について、被害を受ける立場と他県からの避難者を受け入れる立場の両面から、原子力災害対策アドバイザーの意見も聞きながら引き続き検討していく必要があります。
- ⑩地域減災力強化推進補助金について、津波避難施設や津波避難路整備、避難所の機能強化対策など、29市町の170事業に対して245,383千円（3月末実績）を補助し、県内各市町の防災・減災対策の推進に活用されました。今後、市町の防災・減災対策の取組方向もふまえ、「三重県新地震・津波対策行動計画」の中間評価を行う平成27年度に津波避難対策等を重視した現行制度の見直しについて検討を行っていく必要があります。
- ⑪県と市町の広域的な応援・受援体制の整備について、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」や国土交通省中部運輸局の「災害ロジスティック中部広域連絡会議三重県地域部会」により、災害発生時における物資支援や広域避難について、引き続き検討を進める必要があります。また、広域避難について、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」における協議結果をふまえるとともに、県境をも越える調整が必要となることも考えられることから、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曽三川下流域等における防災対策連絡会議」において、県境を越える広域避難について協議を行っており、引き続き検討を進める必要があります。さらに、県と市町の災害時の人的広域支援体制として派遣チームを編成していますが、台風接近時には必要に応じてすみやかに市町へ派遣を行う必要があります。
- ⑫東日本大震災への支援について、全庁的に取り組み、被災地への職員派遣を行うとともに、派遣職員等からの報告により、被災地の状況把握に努めました。また、派遣職員の活動記録集を作成・配布したほか、四周年追悼式を実施するなど、震災の記憶の風化防止等に努めました。被災地支援としては、県内学生等による被災地との交流事業等を実施、県内避難者には、被災地の情報紙を配布するなど支援情報を提供しました。引き続き職員派遣や交流・支援に取り組むとともに、県内避難者に必要な情報を届ける必要があります。

【災害対応力の充実・強化】

- ①災害対応力の充実・強化に向けて、平成24、25年度に整備した県災害対策本部や地方災害対策部の体制について、図上訓練により活動マニュアルおよび災害対策本部体制の検証を行い、さらに災

害対応力の強化を進めるとともに、実動訓練により救出・救助機関等との連携強化を図っていく必要があります。

②北勢広域防災拠点について、完成の目途としている平成 29 年度に向けて整備を進める必要があります。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、航空燃料の備蓄に向けた取組を進める必要があります。

③防災ヘリコプター「みえ」は、老朽化が懸念される機体更新を行い、平成 29 年度に運用できるよう整理しました。今後はヘリコプター本体の機体更新に向けた事務を円滑に進めていく必要があります。

④国民保護図上訓練の実施により明らかになった課題等を整理し、国民保護対策本部活動要領等の見直しを行うなど、実効性を高める必要があります。

⑤道路啓開基地については平成 27 年度までに 14 箇所で整備する計画のもと 10 箇所で、道路構造の強化については平成 27 年度までに 21 箇所で整備する計画のもと 8 箇所で、それぞれ整備を進めました。引き続き道路啓開基地の整備および道路構造の強化を進め、全ての計画箇所を完了させるほか、平成 24 年度に策定した道路啓開マップを活用した国・県・建設企業の連携による訓練を実施することで、迅速な道路啓開作業に向けた態勢整備を推進する必要があります。

⑥交番・駐在所に避難誘導資機材等を順次整備して防災機能の強化を図っていますが、大規模な地震に備えるためには施設そのものの整備を進める必要があります。

【「協創」による地域防災力の向上】

①企業防災力の向上については、「みえ防災・減災センター」に開設した相談窓口において、企業等からの相談に企業防災アドバイザー等が対応するとともに、11月 14 日、15 日の両日に開催された「みえリーディング産業展 2014」に出展し、県内企業への相談窓口の周知を図りました。また、地域別企業防災研修を 4 地域で開催するなど、企業の B C P 作成と地域と企業の連携を促進する取組を行いました。引き続き、「みえ企業等防災ネットワーク」*において、相談窓口を積極的に活用するなど、「みえ防災・減災センター」との連携を深めながら取組を展開していく必要があります。

②「みえ防災・減災センター」において開講した「みえ防災さきもりコース」など 3 コースの防災人材育成講座では、合わせて 48 名が受講しました。また、女性に限定したみえ防災コーディネーターの新規育成講座では、31 名が認定を受けるとともに、女性を中心とした専門職防災研修では 37 名（うち女性 34 名）が修了しました。市町防災担当職員の防災研修については、8 月 8 日から 9 月 19 日まで全 5 回の講座を開講し、市町の職員等（延べ 150 名）が受講しました。このほか、新たに「みえ防災人材バンク」を創設し、みえ防災コーディネーター等が市町や地域の防災活動支援の場で活躍できる仕組みを構築して、バンクへの登録を促進しました（112 名）。また、平成 27 年度は、みえ防災コーディネーターなど個々の防災人材の育成、活用だけでなく、地域防災の要となる消防団や自主防災組織の機能強化と相互の連携を強化するための新たな枠組みを設けることとしており、これら事業を推進する必要があります。

③メディアを活用した啓発については、啓発番組（レッツ！防災）を放送し、地域や住民が主体となった取組を中心に紹介しました。また、防災シンポジウムについては、市町や「みえ防災・減災センター」と連携し、9 月 27 日に伊勢湾台風 55 年事業（桑名市）を実施したほか、12 月 6 日に昭和東南海地震 70 年シンポジウム（津市）を開催しました。また、「防災・減災アーカイブ」の構築に向け、昭和東南海地震に関する体験談や資料の収集に取り組みました。引き続き、県民の防災への関心を高め、危機意識の醸成を図るための啓発事業を実施し、県民の防災意識の向上に結び付けていく必要があります。

④「自主防災組織活動実態調査」の結果から、訓練の頻度が若干ながら増加するとともに、避難訓練や図上訓練をはじめ、避難所開設・運営訓練などの実践的な訓練が徐々に増えているものの、県内

各地域における活動の活性化には至っていないことが分かりました。今後は、防災訓練などの防災活動への、より多くの個人の参加を図るため、自主防災組織の組織力向上による活動の活性化を地域防災力の強化につなげるための新たな取組として進めていく必要があります。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①県防災通信ネットワーク（地上系防災行政無線、衛星系防災行政無線、有線系通信）の維持管理を行い正常な通信を確保するとともに、テレビ会議など新しい機能の利用方法等について周知していく必要があります。また、災害拠点病院への防災行政無線機器の設置を進めるとともに、防災ヘリコプター用無線通信設備の再整備を進めていく必要があります。
- ②気象情報・災害情報等の収集および県民への迅速・的確な提供を行うとともに、「防災みえ.jpメール配信サービス」について、イベント等で内容の周知を図りました。災害発生時に迅速かつ的確な行動に活用していただけるよう、より積極的な活用・登録を図るとともに、情報伝達手段を多様化するため、ニアラートの運用に向けた取組を進める必要があります。また、気象情報、災害情報等が、より迅速・適確に収集・共有し、県民にわかりやすく提供できるよう、新しい防災情報プラットフォームの概要構想をもとに、システム構築に向けた準備を進めていく必要があります。
- ③警察本部が保有するヘリコプター「いせ」に搭載するヘリコプターテレビシステムは、アナログ方式で老朽化も著しく、現在はカメラ機能が故障しているため、代替機器によって情報収集・伝達体制の維持に努めています。大規模災害発生時には、早期の被害概要の把握が不可欠となりますので、同システムのデジタル化更新を早急に進めていく必要があります。

【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化については、耐震化工事を実施していた3病院のうち1病院の工事が完了しました。今後、耐震化工事が未実施の病院に対して、耐震化を働きかける必要があります。
- ②災害医療コーディネーター研修については、国の災害医療コーディネート研修会の内容を伝達する集合研修を1回実施し、コーディネーター39人中30人が参加しました。また、災害発生時の初動対応について、地域の実情に即したより実践的な実習を中心とする地域別研修会を4地域で開催しました。今後、災害医療コーディネーターが、災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう、災害医療訓練等への参加を促進するとともに、研修や訓練を通じて、危機管理に対する意識を高め、災害対応力の向上を図っていく必要があります。
- ③医療従事者の研修については、D M A Tを対象とした国研修に延べ72人が参加するとともに、看護師等を対象とした災害看護研修に延べ293人、医師を対象とした災害時検案研修に122人が参加しました。また、国が実施する実動訓練、県総合防災訓練に県内のD M A Tが参加しました。災害時に必要な医療を迅速かつ適切に提供できる体制を確保するため、今後も引き続き、医療従事者を対象とした研修や実動訓練への参加を促進し、災害対応力の維持向上を図る必要があります。
- ④県総合防災訓練、保健医療部隊図上訓練等の災害医療訓練において、災害医療対応マニュアルに基づく職員の動き等を確認しました。今後も災害医療訓練を通じてマニュアルの実効性について確認していく必要があります。
- ⑤地域災害医療対策会議を9地域で開催し、地域の災害医療に関する体制整備に向けた協議や情報交換等を行うとともに、6地域で情報伝達等訓練を実施しました。今後も会議や訓練を通じて関係機関の連携強化を図り、地域の災害医療体制を整備していく必要があります。

【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、住宅戸別訪問をはじめとした様々な普及啓発に取り組むとともに、無料耐震診断、設計や補強工事への補助を行いましたが、耐震補強工事の実績は減少傾向にあります。耐震化促進のためには、診断を終えた方が補強工事を実施するよう促す直接的な取組等、さらなる普及啓発が必要です。

②不特定多数が利用する大規模建築物等のうち、耐震診断が義務化された建築物7棟が耐震診断に着手し、5棟の耐震診断が終了しました。避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）1棟が補助制度を活用した耐震改修に着手しました。さらなる耐震化を促進するためには、市町と連携して対象となる建築物の所有者に早期の耐震化を働きかけるとともに、耐震診断および耐震改修の支援を行う必要があります。

【緊急輸送ルートの整備】

①緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備に重点的かつ効率的に取り組み、平成26年4月30日に国道477号西浦バイパス工区を供用開始しました。引き続き、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、残る5路線の整備および橋梁の耐震対策を進めていく必要があります。

【消防力向上への支援】

①「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（平成26年3月策定）に基づき、広域化の検討に取り組む地域への情報提供等の支援を行い検討を進めました。今後、各地域の協議の進展状況等に応じた効果的な支援を実施していく必要があります。

②消防救急無線（共通波）のデジタル化について、工程どおり整備を完了するとともに、消防救急無線デジタル化推進協議会と連携して、運用開始に向けた準備を進めました。平成27年4月から、三重県市町総合事務組合が管理運営を行うことから、運用初年度においては、消防本部と連携して、円滑に運用できるよう必要な支援を行っていく必要があります。

③消防団について、市町や三重県消防協会と連携した啓発活動などにより団員の確保や団の活性化につなげるとともに、消防学校における消防団幹部科課程の見直しを行い、消防団の現場指揮者の教育訓練を充実しました。今後は、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月施行）をふまえた消防団の更なる充実強化を図るとともに、自主防災組織との役割分担の明確化や連携により、地域防災の担い手としてその組織力を發揮できるよう新たな仕組を構築していく必要があります。

④救急救命活動の向上について、救急救命士養成機関での新規養成支援や、救急救命士が行える特定行為等救急救命処置の拡大に対応した消防学校での講習の実施などにより、救急救命士の新規養成と資質の向上につなげました。今後は、引き続き、救急救命士の新規養成や資質の向上につながる取組を進めるとともに、消防本部において教育訓練を行える人材の育成を図っていく必要があります。

【高圧ガス等の保安の確保】

①防災アセスメントの調査結果や最近の重大事故等をふまえ、関係機関と意見調整を行い「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行いました。7月にはコンビナート事業所の安全対策を推進するため、コンビナート事業者を対象とした保安対策セミナーを開催しました。今後、見直したコンビナート防災計画に基づき、コンビナート事業所の防災対策を促進する必要があります。

②平成26年度に、高圧ガス関係で16件、火薬関係で1件の事故が発生しており、引き続き保安検査や立入検査等を通じて、適正な保安管理等を徹底し、事故防止を図る必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向【防災対策部 副部長 東畠誠一 電話：059-224-2181】

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

<防災対策部>

○①市町が主体的に取り組む防災・減災対策への財政支援について、平成27年度に抜本的な見直しを行うこととしており、地域減災力強化推進補助金については、これまでの津波避難対策を重視した制度から、避難所における良好な生活環境の確保などの避難後を見据えた対策や、土砂災害対策、被災によって孤立した地域への支援対策などを中心に、風水害対策も視野に入れた制度へと改め、

本県の防災・減災対策の進展を図っていきます。

- ②「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアルの策定」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、新たな防災人材活用の仕組みとして設けた「みえ防災人材バンク」を用いて防災コーディネーターなどを地域の取組に積極的に活用することで、県内への水平展開を図ります。
- ③県の地域防災計画（地震・津波対策編および風水害等対策編）の修正に基づき進められる各市町の関係計画の修正を引き続き支援します。また、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目が着実に実践され、本県の防災・減災対策が推進されるよう、各関係部局と連携して進捗を管理します。特に、新たな取組として「三重県復興指針（仮称）」、「三重県業務継続計画（B C P）」および「個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方指針（仮称）」を策定するとともに「三重県版タイムライン（仮称）」の策定に向けた検討に着手します。また、D O N E T（地震・津波監視観測システム）について、本県の地域特性に応じた災害対策への具体的な活用を図るため、関係機関との調整を進めます。
- ④主要観光地における観光客の防災・減災対策の推進について、引き続き、鳥羽市と紀北町と共同で取組を進めることとしており、鳥羽市では、テーマとしている帰宅困難者対策をさらに推し進めるため、これまでの取組を検証するための帰宅困難者対応訓練などの実施を検討します。紀北町においては、古里地区においてワークショップを開催するなど、観光客の津波避難対策の具体的な検討に入ることとしています。また、これらの地域に加え、新たな検討の場となる観光地や観光施設の開拓にも取り組みます。
- ⑤地域や住民の自主的な防災・減災の取組が促進されるよう、地域防災・危機管理会議を通じた本庁と地域機関との連携強化を進めます。
- ⑥原子力災害対策について、被害を受ける立場と他県から避難者を受け入れる立場の両面から、原子力災害対策アドバイザーの意見も聞きながら具体的に検討していきます。
- ⑦県と市町の広域的な応援・受援体制の整備については、災害発生時において物資支援や広域避難がすみやかに実施されるよう、引き続き検討を進めます。特に広域避難については、「県北部海抜ゼロメートル地帯対策協議会」および「東海三県一市・木曽三川下流域等における防災対策連絡会議」において、広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進めるとともに、引き続き、海抜ゼロメートル地帯対策について、国への政策提言活動を行っていきます。また、県と市町の災害時の人的広域支援体制として、台風接近時には必要に応じ、速やかに市町へ派遣チームの派遣を行います。
- ⑧東日本大震災への支援について、県内避難者に対する支援情報の提供のほか、支援・交流を通じた被災地の情報収集に努め、発災から5年の節目にあたり、「みえ防災・減災センター」の啓発事業と連携した情報発信を行います。

【災害対応力の充実・強化】

<防災対策部>

- ①災害対応力の充実・強化に向けて、「訓練できないことは、いざという災害のときに絶対にできない」との強い思いのもと、図上訓練においては、引き続き、積み重ねてきた改善を対策に反映させるとともに、昨年度、改定した「石油コンビナート等防災計画」、「国民保護計画」等をふまえた初動体制の検討など、災害対応力の着実な向上を図ります。また、実動訓練については、平成27年度に本県で開催される「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練」の機会を通じて関係機関との連携を中心とした、より実践的な防災訓練を実施します。
- ②北勢広域防災拠点について、完成の目処としている平成29年度に向けて、適切な進捗管理を行なながら造成工事に着手します。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、航空燃料の備蓄に向けた取組を進めます。

- ③防災ヘリコプター「みえ」の安全運航を維持するとともに、老朽化への対応や機能強化を図るため、機体更新に向け契約等を着実に行います。
- ④国民保護計画等の必要な見直しや訓練を実施し、緊急対処事態における対応力の強化を図ります。
＜県土整備部＞
- ⑤道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備、充実に向けて、道路啓開基地 6箇所、道路構造強化 5箇所の整備を行い全ての計画箇所（道路啓開基地 14箇所、道路構造強化 21箇所）を完了させるとともに、道路啓開マップを活用した訓練を実施します。
- ＜警察本部＞
- ⑥大規模な地震の発生に備え、交番・駐在所に避難誘導資機材等を整備するとともに、施設面の整備を計画的に進めます。

【「協創」による地域防災力の向上】

- ①地域の防災力を強化するためには、みえ防災コーディネーターなど個々の防災人材の育成、活用だけでなく、地域防災の要となる消防団や自主防災組織の組織力向上と相互の連携強化が必要であることから、消防団員を対象に防災に関する知識の習得や災害時要援護者対策などの自主防災組織における重要な活動についての研修を実施し、自主防災組織のアドバイザーとしての役割を担う消防団員を養成します。また、自主防リーダー研修においてリーダーとして必要な知識、技能を習得させるなど、自主防災組織の活性化のために活躍できる人材を養成します。これらアドバイザーと自主防災組織リーダーがともに集う実務研修の後、モデル事業として1地域においてアドバイザーが中心となり、災害時に相互が補完し合いながら隙間ない対応ができる体制の構築を図っていきます。

「みえ防災人材バンク」登録者が地域での実践活動を行うための事前研修をはじめ、バンク登録者が一層地域で活躍できる仕掛けを設けながら、人材バンクの充実を図ります。企業防災力の向上については、相談窓口アドバイザーの充実を図り、企業における防災関係の取組を支援します。また、「みえ企業等防災ネットワーク」において、BCPの策定促進や地域防災への企業の参画促進を図るための取組を「みえ防災・減災センター」との連携のもと進めます。

- ②防災啓発について、メディアを活用した広報や市町や「みえ防災・減災センター」と連携したセミナー等による啓発を実施します。「防災・減災アーカイブ」の構築について、平成27年度は伊勢湾台風や紀伊半島大水害等の風水害を中心に体験談や資料の収集を進めます。さらに、「防災・減災アーカイブ」を活用した防災の日常化の定着を図るため、「みえ防災・減災センター」において、防災を題材にした郷土教育や地域での防災啓発活動のコンテンツ作成に活用可能な、世代を超えてつないでいくべき災害の記憶や記録の収集および活用方法について検討します。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①県防災通信ネットワークの正常な運用ができるよう維持管理を行っていくとともに、十分に活用されるよう利用方法等について引き続き周知していきます。また、災害拠点病院への防災行政無線機器の設置を順次進めるとともに、防災ヘリコプター用無線通信設備の再整備を進めています。
- ②気象情報・災害情報等を迅速・的確に収集し、県民に提供していきます。「防災みえ.jp メール配信サービス」については、引き続き啓発イベント等でのチラシ配布を行うとともに、携帯電話販売店へチラシを配布し、登録者数の増加を図ります。レアラートについては、運用を開始し、情報手段の多様化を図ります。また、平成26年度に作成した概要構想に基づき基本計画の策定を行い、新しい防災情報プラットフォームの構築に向けたシステム整備のための準備を進めています。

＜警察本部＞

- ③引き続き、警察本部が保有するヘリコプターによる映像情報の収集・伝達訓練を実施するとともに、「いせ」のヘリコプターテレビシステムの早期更新に向けた取組を進めます。

【災害医療体制の整備】

<健康福祉部>

- ①災害拠点病院等の耐震化について、耐震化工事を実施している病院に対する補助を実施するとともに、平成27年度に工事が完了する予定の病院について、計画どおりに工事が完了するよう進捗状況を確認します。また、耐震化が未実施の病院に対し補助制度の内容を周知するとともに、国に対し補助制度の拡充等を働きかけます。
- ②災害医療コーディネーターの研修プログラムを、段階的に必要な知識を積み上げながら、より実践的な災害医療体制づくりに資するよう、関係部署が連携して作成します。さらに、研修内容を県が各地域で実施する訓練・研修会に反映させるとともに、災害医療コーディネーターの参加を促進し、災害対応力のさらなる向上を図ります。
- ③医療従事者の研修について、看護師等を対象とした災害看護研修、医師を対象とした災害時検案研修を引き続き実施します。また、国がDMA-Tを対象に実施する研修会や実動訓練への参加を促進し、災害対応力のさらなる向上を図ります。
- ④県総合防災訓練や防災図上訓練等において災害医療対応マニュアルの実効性を確認し、必要に応じて内容の更新や補足資料の整備を行います。
- ⑤県内9地域において地域災害医療対策会議を開催します。また、関係機関で協議、検討のうえ、訓練や研修を実施します。

【安全な建築物の確保】

<国土整備部>

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を終えた方が、住まいとまちの安全に向け、補強工事等それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、さらなる普及啓発を市町と連携して展開します。また、引き続き、耐震診断、設計や補強工事への補助を行います。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化を促進するため、引き続き、市町と連携して早期の耐震化を働きかけ、耐震診断が義務化された建築物の耐震診断および避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）の耐震改修を支援します。また、平成27年度は三重県耐震改修促進計画*を改定し、さらなる住宅、建築物の耐震化に向けた取組を進めていきます。

【緊急輸送ルートの整備】

<国土整備部>

- ①緊急輸送道路の整備については、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、引き続き、残る5路線の整備および橋梁の耐震対策を進めます。

【消防力向上への支援】

- ①「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（平成26年3月策定）に基づき、消防の広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域および急ぎ消防体制の強化が必要な地域における協議への参画、情報提供など、効果的な支援を実施し、消防の広域化を進めます。また、平成27年度に本県で開催する「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練」を通じて、大規模災害時に活動する緊急消防援助隊の技術および連携活動能力の向上、被災地消防本部における受援体制の確立を図ります。
- ②消防救急無線（共通波）のデジタル化について、円滑な管理運営を実施するために設置される三重県消防救急無線（共通波）運営連絡会にオブザーバーとして県としても参加するなど、運用面・技術面での助言等適切なフォローアップを行っていきます。
- ③消防団の充実強化を図るため、市町や三重県消防協会と連携し、入団しやすい環境づくりや消防団を地域で応援する仕組づくりなど、消防団員の確保と地域防災を担う人材育成に向けた取組を進めるとともに、消防学校における教育訓練の充実を図っていきます。また、平成27年度から、新たに消防団と自主防災組織がその組織力を真に發揮するための人づくりの新たな仕組みを構築しま

す。

④救急救命活動の向上を図るため、引き続き、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援や拡大する処置を行える救急救命士の養成講習を実施するとともに、平成27年度から、救急現場での活動に関する教育を行える救急救命士（指導救命士）の養成講習を新たに実施するなどにより、救急救命士の新たな養成と資質の向上を図っていきます。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①高圧ガス等を取り扱う事業者等に対して保安検査及び立入検査等を引き続き実施し、適正な保安管理等の徹底を図ります。コンビナート防災対策については、昨年度見直した「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者等の防災対策を強く推し進めていきます。その一環として、平成27年度は特に、保安対策セミナーを従来の講演会形式から、新たに数日間の講座形式に変更して開催するとともに、地域創生人材育成事業を活用して保安管理に関する現場力向上のための人材育成プログラムを開発します。
- ②コンビナート事業者や高圧ガス等を取り扱う事業者等の保安担当者等に対し、保安管理の向上に資する各種研修等や関係法令理解の徹底を目的としたコンプライアンス研修を引き続き実施し、コンプライアンスの徹底と事故の未然防止を図ります。

*「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

緊急課題解決 1

命を守る緊急減災プロジェクト

【主担当部局：防災対策部】

プロジェクトの目標

県民の皆さん命を守ることを最優先として緊急かつ集中的に取り組むべき対策を定めた「三重県緊急地震対策行動計画」や新たに策定する「三重県新地震対策行動計画（仮称）」、災害に強い地域づくりをめざす「三重風水害等対策アクションプログラム」等の計画に基づく取組を確実に進めていきます。また、市町をはじめとした関係機関との連携を充実させ、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策や防災教育の推進、地域防災の核となる人材の育成、自然災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むなど、県全体の災害対応力を高めていきます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度	B (ある程度進んだ)	判断理由	年度目標値にはわずかに届かなかったものの、実践取組については、10項目のうち8項目で目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
*			

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
緊急減災に向けた行動項目（アクション）の進捗率	—	30.2%	61.8%	83.8%	0.96	100%
	—	37.5%	65.6%	80.7%		

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	県関係部局が減災に向けて緊急に取り組む行動項目（アクション）の進捗率の平均値
27年度目標値の考え方（みえ県民力ビジョン記載内容を転記）	期間内に対策を着実に実施していくため、目標として設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
1 「『逃げる』ための課題」を解決するために	緊急に減災対策を実施する市町の数	—	29市町	29市町	29市町	1.00 29市町
		29市町	29市町	29市町	29市町	
	防災講演会、研修会等への参加促進	—	8,500人	10,000人	10,000人	1.00 10,000人
		8,000人	10,376人	11,247人	12,858人	

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
2 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために	耐震基準を満たした住宅の割合		84.5%	86.4%	88.2%	0.98
		82.2%	83.7%	85.2%	86.5%	
	県立学校の耐震化率		99.0%	100%	100%	1.00
		98.2%	99.4%	100%	100%	
	私立学校の耐震化率		88.4%	91.6%	92.4%	1.00
		87.8%	90.1%	92.9%	94.5%	
	災害拠点病院等の耐震化率		71.4%	68.6%	71.4%	1.00
		62.9%	68.6%	68.6%	71.4%	
3 「災害対応力強化に向けた課題」を解決するために	新たな防災対策の計画的な推進	策定・見直し → 新たな取組の計画的な実施				
4 「自らの命を自ら守るための課題」を解決するため	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合		50.0%	100%	100%	1.00
		—	99.7%	100%	100%	
	防災に関連した人材の育成（累計）		80人	160人	240人	1.00
		0人	62人	179人	244人	
5 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するため	脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所（累計）		40か所	111か所	200か所	1.00
		—	55か所	150か所	200か所	
	農地・漁港海岸保全施設等の整備延長（累計）		2,243m	2,964m	3,624m	0.93
		1,680m	1,983m	2,965m	3,359m	

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	13,054	9,490	13,364	12,339	15,165

平成26年度の取組概要

【実践取組1 「『逃げる』ための課題」を解決するために】

- ①地域減災力強化推進補助金について、県内全市町を対象に、170件、245,383千円（3月末実績）を交付。補助金の対象用途の拡充を図ったことにより、各市町が地域の実情に即した事業を展開
- ②「津波避難に関する三重県モデル」について、熊野市の二木島町と木本町の2地区で新たに取組を

実施とともに、紀宝町鵜殿地区でも取組を実施。また、南伊勢町、津市では平成25年度に引き続き「Myまっぷラン」*を活用した津波避難計画作成の取組を実施

「避難所運営マニュアル」について、平成25年度から継続して四日市市、伊賀市で取組が実施され、熊野市新鹿地区では、平成26年度から新たに取組を始めるとともに、いなべ市、名張市、南伊勢町でも取組を開始

【実践取組2 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために】

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、未耐震の住宅所有者への住宅戸別訪問、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を市町と連携して実施するとともに、木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を実施
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震対策を支援するため、耐震診断および耐震改修の補助を実施
- ③災害拠点病院等の耐震化工事に対する補助を実施（3病院で工事実施、うち2病院に補助を実施）
- ④避難所指定を受けている特別養護老人ホーム（1施設）および養護老人ホーム（1施設）の耐震改修を実施するとともに、障がい関係施設（1施設）の耐震改修等を実施。保育所については、3施設で改修工事を実施。私立幼稚園1施設については耐震改修等を実施
- ⑤県立学校施設の非構造部材*の耐震対策について、早期の完了に向け、指摘箇所の耐震対策を継続実施。屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策については、6月から10月にかけて71校で点検調査を実施した結果、71校132棟に対策を要することが判明
- ⑥私立学校（幼稚園を除く）では、1棟の耐震改築工事が完了

【実践取組3 「災害対応力強化に向けた課題」を解決するために】

- ①三重県地震被害想定結果をホームページ（「防災みえ.jp」）で公開するとともに、様々な機会を捉え、リーフレット等を用いた啓発に取り組み、県民への周知を実施。被害想定調査結果のメッセージデータ等、詳細なデータを市町や防災関係機関に提供するとともに、調査結果の正しい理解と活用を促すため、市町職員を対象とした研修会（8月22日）を実施
- ②「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」および「地震被害想定調査結果」を受け、「市町地域防災計画」の修正に取り組む市町からの支援要請に対応するとともに、必要なデータ提供を実施
「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」について、「紀伊半島大水害」や「平成26年8月豪雨」で得た教訓や災害対策基本法の改正などをふまえ、「三重県版タイムライン（仮称）」を新たに策定することなどの新規対策を加えた見直しを行い、3月19日の三重県防災会議で承認を受けて公表
「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」についても、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進計画と位置付けるための必要な修正などを行い、3月19日の三重県防災会議で承認を受けて公表
- ③「三重県新地震・津波対策行動計画」について、平成25年度の取組結果と今後の取組の方向性を整理し、防災対策会議幹事会（9月11日）において府内の共有を図るとともに、県議会常任委員会（10月8日）に報告。また、計画については、ホームページ（「防災みえ.jp」）で周知するとともに、冊子を印刷（5月:1,200部、7月:800部）し、市町や防災関係機関を始め、各部局が所管する団体等にも配布し、実践への協力要請と会議やイベントの場を活用した啓発を実施
- ④桑名市と木曽岬町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「津波避難対策特別強化地域」の指定から外れたことから、県として、直ちにこの地域の防災・減災対策の検討に着手し、平成26年4月に、県・桑名市・木曽岬町からなる「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を設立。実務レベルの検討会議（6月3日～10月15日：7回）を開催し、必要な対策の検討を重ね、11月7日の第

2回協議会において、広域避難施設整備等に係る支援や河川堤防の耐震対策など国への政策提言等を行う項目、津波避難施設整備等に対する支援や海岸堤防の耐震対策など県が実施する項目、避難計画の作成など市町が実施する項目に仕分けるなどの一定の整理を行い、国に提言・提案活動を行うとともに、新たな財政支援制度を創設

⑤「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点項目に位置付けた主要観光地における観光客の防災・減災対策を進めるため、鳥羽市、紀北町と共同で観光地における課題を協議。6月に観光・国際局、防災対策部、「みえ防災・減災センター」、鳥羽市が連携し、広く観光関係者や市町職員を対象とした観光防災セミナーを開催。鳥羽市では、観光関係者による、災害時の帰宅困難者対策をテーマとしたワークショップなどが開催（10月～2月：3回）され、県としても防災技術専門員が指導を行うなどの支援を実施。紀北町については、民宿が集積する古里地区を対象に、観光事業者や地元自治会等と観光客対策にかかる検討（8月～3月：3回）を実施

⑥「三重県新風水害対策行動計画」の策定について、防災会議専門部会の「防災・減災対策検討会議」を開催（7月、12月）して有識者等を交えた検討を進めるとともに、市町・消防本部担当者との意見交換（8～9月、11月）、パブリックコメント（12～1月）などを実施し、本県における風水害対策にかかる重要課題をふまえた40の重点行動項目を含めた、151の行動項目を取りまとめ、3月18日に公表

⑦原子力災害対策について、被害を受ける立場と他県からの避難者を受け入れる立場の両面から、原子力災害対策アドバイザーの意見を聞きながら検討を行い、取りまとめのうえ「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」へ記載

⑧防災アセスメントの調査結果について、6月に開催された四日市コンビナート防災協議会を通じてコンビナート事業者へ説明を行うとともに、7月にはコンビナート事業所の安全対策を推進するため、コンビナート事業者を対象とした保安対策セミナーを開催。石油コンビナートの防災対策がより促進されるよう「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを実施

⑨災害対応力の充実・強化に向け、県災害対策本部や地方災害対策部の体制について、図上訓練により活動マニュアルおよび災害対策本部体制の検証を実施

⑩災害発生時における物資支援や広域避難について、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」や国土交通省中部運輸局の「災害ロジスティック中部広域連絡会議三重県地域部会」により検討を実施。広域避難については、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」における協議結果をふまえるとともに、県境を越える調整が必要となることから、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曽三川下流域等における防災対策連絡会議」において、県境を越える広域避難について協議を実施

⑪北勢広域防災拠点について、平成29年度の完成に向けて整備を推進

⑫民間団体等との締結済の協定や覚書について、訓練などを通じて実効性を確認

⑬災害医療コーディネーターを対象とした研修会を開催するとともに、災害医療訓練等への災害医療コーディネーターの参加を促進

⑭医療従事者を対象とした研修を実施するとともに、D M A T *（災害派遣医療チーム）を対象とした訓練や研修へのD M A T隊員の参加を促進

⑮災害医療訓練等を通じて三重県災害医療対応マニュアルの実効性を確認

⑯地域の実情に即した災害医療体制の整備について、検討・協議・情報交換等を行う地域災害医療対策会議を開催

⑰災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路*に指定されている県管理道路の整備を推進

⑱大規模災害発生時に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備を推進。国・県・建設企業との連携による訓練を実施し、道路啓開基地の整備および道路構造

の強化を推進

- ⑯交番・駐在所に避難誘導資機材等を順次整備して防災機能の強化を実施

【実践取組4 「自らの命を自ら守るための課題」を解決するために】

- ①児童生徒等が、自分の命を自分で守れるよう、全ての公立小中学校および県立学校において、防災ノートを活用した学習の実施を促進
- ②防災ノートの見直しを行い、小学生（低学年）版・小学生（高学年）版・中学生版・高校生版の4種類の改訂版を作成（旧版は3種類）して、小・中・県立学校の新入生および小学校の新4年生になる児童生徒を対象に配付。加えて外国語版についても、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語を作成し配付
- ③学校防災リーダー等教職員を対象に、学校における防災計画の見直しや指導計画作成等の研修会と、体験型防災学習の実践研修会を開催（9会場）
- ④学校における体験型防災学習や地域と連携した防災の取組を進めるため、防災マップづくりや地域住民等との合同避難訓練、防災学習等を行う学校に対する支援を実施
- ⑤生徒の防災意識を高めるため、「子ども防災サミット in みえ」（平成24年度）からの交流を継続し、宮城県の中学生や教職員を三重県に招き、防災学習を実施（8月）
- ⑥「みえ防災・減災センター」において開講した「みえ防災さきもりコース」など3コースの防災人材育成講座に48名が受講。また、女性に限定したみえ防災コーディネーター*の新規育成講座では31名を認定し、女性を中心とした専門職防災研修では37名が修了。市町防災担当職員の防災研修については、8月8日から9月19日まで全5回の講座を開講し、23市町の職員が受講。このほか、「みえ防災人材バンク」の枠組を構築し、みえ防災コーディネーター等が、市町や地域の防災活動支援で活躍できるよう、バンクへの登録を促進（112名）
- ⑦企業防災力の向上に向け、「みえ防災・減災センター」に開設した相談窓口において、企業等からの相談に企業防災アドバイザー等が対応。11月14日、15日に開催された「みえリーディング産業展2014」に出展し、県内企業に相談窓口の設置をPRするとともに、地域別企業防災研修を4地域で開催
- ⑧啓発番組（レッツ！防災）を放送し、地域や住民が主体となった取組を中心に紹介。また、市町や「みえ防災・減災センター」と連携し、9月27日に伊勢湾台風55年事業（桑名市）を実施したほか、12月6日に昭和東南海地震70年シンポジウム（津市）を開催。また、「防災・減災アーカイブ」の構築に向け、昭和東南海地震に関する体験談や資料の収集を実施

【実践取組5 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するために】

- ①地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を推進。特に海岸堤防において緊急に補強が必要な脆弱箇所（200箇所）については、対策を重点的に実施し、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標より1年早い平成26年度中完了を目標として実施。津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所については、引き続き、避難地・避難路を保全する急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進
- ②河川堆積土砂撤去については、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所を、関係市町と情報共有しながら、土砂の撤去を推進。土砂災害危険箇所内に立地する要配慮者利用施設の保全については、引き続き、関係市町との連携を図り、土砂災害防止施設の整備を推進
- ③農山漁村地域における避難路の整備については、計画箇所の全ての整備を完了。漁港施設については5地区で防波堤の改修等を、漁港海岸について5地区で堤防の改修等を推進。農地海岸については、熊野灘沿岸の1地区で堤防の改修を推進

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

【実践取組1 「『逃げる』ための課題」を解決するために】

- ①地域減災力強化推進補助金について、津波避難施設や津波避難路整備、避難所の機能強化対策など、29市町の170事業に対して245,383千円（3月末実績）を補助し、県内各市町の防災・減災対策の推進に活用されましたが、今後、市町の防災・減災対策の取組方向もふまえ、「三重県新地震・津波対策行動計画」の中間評価を行う平成27年度に、津波避難対策等を重視した現行制度の見直しについて検討を行っていく必要があります。
- ②「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、熊野市の2地区で新たに取組が行われたほか、鳥羽市、紀宝町でも取組が始まるなど、合わせて5市町16地区で取組が行われましたが、北中部への広がりがない状況にあります。「避難所運営マニュアル」についても同様に、取組に対する実地支援を行った結果、名張市内の4地区で作成に取り組まれたほか、いなべ市や熊野市でも取り組まれるなど、合わせて7市町17地区で取組が行われました。今後は、より一層、県内各地域への水平展開を図り、災害時要援護者をはじめとする避難者が、安心して避難生活を送れる体制を整備する必要があります。

【実践取組2 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために】

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、住宅戸別訪問をはじめとした様々な普及啓発に取り組むとともに、無料耐震診断、設計や補強工事への補助を行いましたが、耐震補強工事の実績は減少傾向にあります。耐震化促進のためには、診断を終えた方が補強工事を実施するよう促す直接的な取組等、さらなる普及啓発が必要です。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等のうち、耐震診断が義務化された建築物7棟が耐震診断に着手し、5棟の耐震診断が終了しました。避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）1棟が補助制度を活用した耐震改修に着手しました。さらなる耐震化を促進するためには、市町と連携して対象となる建築物の所有者に早期の耐震化を働きかけるとともに、耐震診断および耐震改修の支援を行う必要があります。
- ③災害拠点病院等の耐震化については、耐震化工事を実施していた3病院のうち1病院の工事が完了しました。今後、耐震化工事が未実施の病院に対して、耐震化を働きかける必要があります。
- ④避難所指定を受けている特別養護老人ホーム1施設および養護老人ホーム1施設にかかる耐震化工事が完了しました。このことにより、高齢者関係入所施設の耐震化は完了しました。また、障害者支援施設1か所についても、耐震化整備が完了しました。保育所については、耐震補強を行う3施設について改修工事を完了しました。私立幼稚園1施設については、耐震改修等を完了しました。
- ⑤県立学校施設の非構造部材の耐震対策については、早期の完了を目指して、引き続き指摘箇所の耐震対策を進めています。特に屋内運動場等の天井等落下防止対策については、点検調査の結果、指摘があり未対象となっている71校131棟の対策を計画的に実施していく必要があります。
- ⑥私立学校（幼稚園を除く）では、1棟の耐震改築工事が完了しましたが、依然として未耐震の校舎等が存在しています。

【実践取組3 「災害対応力強化に向けた課題」を解決するために】

- ①三重県地震被害想定結果をホームページ（「防災みえ.jp」）で公開するとともに、様々な機会を捉え、リーフレット等を用いた啓発に取り組み、県民への周知を図りました。
- また、被害想定調査結果のメッシュデータ等、詳細なデータを市町や防災関係機関に提供するとともに、

被害想定調査結果への正しい理解と活用を促すため、市町職員を対象とした研修会（8月22日）を実施しました。今後も引き続き、県民への周知を図るとともに、市町や防災関係機関、企業等が避難対策の検討やハザードマップの策定、BCP^{*}の策定等、地震被害想定調査結果の防災・減災対策への具体的な活用を進める際の様々な支援要請に応じていく必要があります。

- ②平成25年度に公表した「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」および「地震被害想定調査結果」を受けて「市町地域防災計画」の修正に取り組む市町からの支援要請に応えるとともに、必要なデータ提供を行いました。「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しについて、「紀伊半島大水害」や「平成26年8月豪雨」で得た教訓や災害対策基本法の改正などをふまえ、「三重県版タイムライン（仮称）」を新たに策定することなどの新規対策を加えた見直しを行い、3月に公表しました。今後はこの方針に基づき、着実に風水害対策を進める必要があります。「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」についても、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進計画と位置付けるために必要な修正を行い、3月に公表しました。市町の地域防災計画についても同様の見直しが進められているところであり、引き続き必要な支援を行う必要があります。
- ③「三重県新地震・津波対策行動計画」について、平成25年度の取組結果と今後の取組の方向性を取りまとめました。結果については、防災対策会議幹事会（9月11日）において庁内の共有を図るとともに、県議会常任委員会（10月8日）に報告しました。また、計画については、ホームページ（「防災みえ.jp」）で周知するとともに、冊子を印刷（5月：1,200部、7月：800部）し、市町や防災関係機関を始め、各部局が所管する団体等にも配布し、実践への協力要請と会議やイベントの場を活用した啓発を依頼しました。今後も計画の着実な推進を図るとともに、さらなる広報に努める必要があります。
- ④桑名市と木曽岬町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「津波避難対策特別強化地域」の指定から外れたことから、県として、直ちにこの地域の防災・減災対策の検討に着手し、平成26年4月に、県・桑名市・木曽岬町からなる「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を設立しました。その後、実務レベルの検討会議（6月3日～10月15日：7回）において必要なハード・ソフト両面からの対策について検討を重ね、11月7日の「第2回県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」において、広域避難施設整備等に係る支援や河川堤防の耐震対策など国への政策提言等を行う項目、津波避難施設整備等に対する支援や海岸堤防の耐震対策など県が実施する項目、避難計画の作成など市町が実施する項目に仕分けるなどの一定の整理を行い、秋の政策提言活動において国に政策提言を行いました。加えて、「県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策推進補助金」を創設し、両市町の津波避難対策の取組を支援する仕組みを構築しました。今後は、関係市町とともに広域避難の具体的な方策を検討・構築し、国への政策提言活動も実施しながら地域の安心・安全の確保につなげていく必要があります。
- ⑤「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点項目に位置付けた主要観光地における観光客の防災・減災対策を進めるため、平成26年度は鳥羽市、紀北町と共同で観光地における課題検討を進めることとし、両市町との協議を進めました。また、観光地における防災対策の機運を高めるため、6月に観光・国際局、防災対策部、みえ防災・減災センター、鳥羽市が連携し、広く観光関係者や市町職員を対象とした観光防災セミナーを開催しました。これを受けて鳥羽市では、観光関係者による、災害時の帰宅困難者対策をテーマとしたワークショップなどが開催（10月～2月：3回）され、県としても防災技術専門員が指導を行うなどの支援を実施しました。また、紀北町において、民宿が集積する古里地区を対象に、観光事業者や地元自治会等と観光客対策にかかる検討（8月～3月：3回）を行いました。今後も両市町と連携し、津波避難対策や帰宅困難者となった観光客への対策など、具体的な課題設定に基づく対策の検討と実践を進めていく必要があります。
- ⑥「三重県新風水害対策行動計画」の策定に取り組み、有識者等からなる「防災・減災対策検討会議（7月、12月開催）等の審議内容や議会、パブリックコメントの意見等をふまえながら関係部局、市町、関係機関等との調整を図り、「三重県版タイムライン（仮称）」の策定を始めとする40の重点行動項目を含

めた 151 の総合的な風水害対策にかかる行動項目を取りまとめて平成 27 年 3 月に公表しました。今後は、計画に掲げた行動項目を着実に実践していく必要があります。

- ⑦原子力災害対策について、被害を受ける立場と他県からの避難者を受け入れる立場の両面から、原子力災害対策アドバイザーの意見も聞きながら引き続き検討していく必要があります。
- ⑧防災アセスメントの調査結果や最近の重大事故等をふまえ、関係機関と意見調整を行い「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行いました。7 月にはコンビナート事業所の安全対策を推進するため、コンビナート事業者を対象とした保安対策セミナーを開催しました。今後、見直したコンビナート防災計画に基づき、コンビナート事業所の防災対策を促進する必要があります。
- ⑨災害対応力の充実・強化に向けて、平成 24、25 年度に整備した県災害対策本部や地方災害対策部の体制について、図上訓練により活動マニュアルおよび災害対策本部体制の検証を行い、さらなる災害対応力の強化を進めるとともに、実動訓練により救出・救助機関等との連携強化を図っていく必要があります。
- ⑩県と市町の広域的な応援・受援体制の整備について、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」や国土交通省中部運輸局の「災害ロジスティック中部広域連絡会議三重県地域部会」により、災害発生時における物資支援や広域避難について、引き続き検討を進める必要があります。また、広域避難について、「県北部海抜ゼロメートル地帯対策協議会」における協議結果をふまえるとともに、県境を越える調整が必要となることも考えられることから、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曽三川下流域等における防災対策連絡会議」において、県境を越える広域避難について協議を行っており、引き続き検討を進める必要があります。さらに、県と市町の災害時の人的広域支援体制として派遣チームを編成していますが、台風接近時には必要に応じてすみやかに市町へ派遣を行う必要があります。
- ⑪北勢広域防災拠点について、完成の目途としている平成 29 年度に向けて整備を進める必要があります。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、航空燃料の備蓄に向けた整備を進める必要があります。
- ⑫災害発生時に迅速で的確な応急復旧活動を実施するため、民間団体等との締結済の協定や覚書について、訓練などを通じて、実効性を確認しつつ、連携を強化していく必要があります。
- ⑬災害医療コーディネーター研修については、国の災害医療コーディネート研修会の内容を伝達する集合研修を 1 回実施し、コーディネーター 39 人中 30 人が参加しました。また、災害発生時の初動対応について、地域の実情に即したより実践的な実習を中心とする地域別研修会を 4 地域で開催しました。今後、災害医療コーディネーターが、災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう、災害医療訓練等への参加を促進するとともに、研修や訓練を通じて、危機管理に対する意識を高め、災害対応力の向上を図っていく必要があります。
- ⑭医療従事者の研修については、DMA T を対象とした国研修に延べ 72 人が参加するとともに、看護師等を対象とした災害看護研修に延べ 293 人、医師を対象とした災害時検案研修に 122 人が参加しました。また、国が実施する実動訓練、県総合防災訓練に県内の DMA T が参加しました。災害時に必要な医療を迅速かつ適切に提供できる体制を確保するため、今後も引き続き、医療従事者を対象とした研修や実動訓練への参加を促進し、災害対応力の維持向上を図る必要があります。
- ⑮県総合防災訓練、保健医療部隊図上訓練等の災害医療訓練において、災害医療対応マニュアルに基づく職員の動き等を確認しました。今後も災害医療訓練を通じてマニュアルの実効性について確認していく必要があります。
- ⑯地域災害医療対策会議を 9 地域で開催し、地域の災害医療に関する体制整備に向けた協議や情報交換等を行うとともに、6 地域で情報伝達等訓練を実施しました。今後も会議や訓練を通じて関係機関の連携強化を図り、地域の災害医療体制を整備していく必要があります。
- ⑰緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備に重点的かつ効率的に取り組み、平成 26 年 4 月 30 日に国道 477 号西浦バイパス工区を供用開始しました。引き続き、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、残る 5 路線の整備および橋梁の耐震対策を進めていく必要があります。

⑯道路啓開基地については、平成 27 年度までに 14 箇所で整備する計画のもと 10 箇所で、道路構造の強化については、平成 27 年度までに 21 箇所で整備する計画のもと 8 箇所で、それぞれ整備を進めました。引き続き道路啓開基地の整備および道路構造の強化を進め、全ての計画箇所を完了させるほか、平成 24 年度に策定した道路啓開マップを活用した国・県・建設企業の連携による訓練を実施することで、迅速な道路啓開作業に向けた態勢整備を推進する必要があります。

⑰交番・駐在所に避難誘導資機材等を順次整備して防災機能の強化を図っていますが、大規模な地震に備えるためには施設そのものの整備を進める必要があります。

【実践取組 4 「自らの命を自ら守るための課題」を解決するために】

①防災ノートの見直しを行い、小学生（低学年）版・小学生（高学年）版・中学生版・高校生版の 4 種類の改訂版を作成（旧版は 3 種類）して、小・中・県立学校の新入生および小学校の新 4 年生に配付しました。また、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語を作成し対象児童生徒に配付しました。今後は、防災ノートを活用した防災教育がより一層充実するよう取り組む必要があります。

②教職員を対象とした研修については、初任者、6 年次、経験 11 年次、新任管理職の研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、学校防災リーダー養成研修を実施しました。これまで 3 年間にわたり学校防災リーダーの養成に取り組んできましたが、今後は、学校防災リーダーを中心に学校における防災教育・防災対策をより一層推進していく必要があります。

③県立学校や市町教育委員会の要請に基づき、学校における防災学習等の支援を 179 校で実施しました。体験型防災学習等の支援の要望が多いことから、引き続き支援していく必要があります。また、地域と連携した防災学習や訓練等の実施について、さらに取組を進める必要があります。

④宮城県内 3 市町 3 校の中学生、教職員 12 名が三重県を訪れ、三重県内 3 市の中学生、教職員 112 名と防災学習に取り組みました（8 月 4 日～6 日）。交流を通じて培った成果を、県内の防災教育・防災対策につなげていく必要があります。

⑤「みえ防災・減災センター」において開講した「みえ防災さきもりコース」など 3 コースの防災人材育成講座では、合わせて 48 名が受講しました。また、女性に限定したみえ防災コーディネーターの新規育成講座では、31 名が認定を受けるとともに、女性を中心とした専門職防災研修では 37 名（うち女性 34 名）が修了しました。市町防災担当職員の防災研修については、8 月 8 日から 9 月 19 日まで全 5 回の講座を開講し、市町の職員等（延べ 150 名）が受講しました。このほか、新たに「みえ防災人材バンク」を創設し、みえ防災コーディネーター等が市町や地域の防災活動支援の場で活躍できる仕組みを構築して、バンクへの登録を促進しました（112 名）。また、平成 27 年度は、みえ防災コーディネーターなど個々の防災人材の育成、活用だけでなく、地域防災の要となる消防団や自主防災組織の機能強化と相互の連携を強化するための新たな枠組みを設けることとしており、これら事業を推進する必要があります。

⑥企業防災力の向上について、「みえ防災・減災センター」に開設した相談窓口において、企業等からの相談に企業防災アドバイザー等が対応するとともに、11 月 14 日、15 日の両日に開催された「みえリーディング産業展 2014」に出展し、県内企業への相談窓口の周知を図りました。また、地域別企業防災研修を 4 地域で開催するなど、企業の BCP 作成と地域と企業の連携を促進する取組を行いました。引き続き、「みえ企業等防災ネットワーク」*において、相談窓口を積極的に活用するなど、「みえ防災・減災センター」との連携を深めながら取組を展開していく必要があります。

⑦メディアを活用した啓発について、啓発番組（レッツ！防災）を放送し、地域や住民が主体となった取組を中心に紹介しました。また、防災シンポジウムについては、市町や「みえ防災・減災センター」と連携し、9 月 27 日に伊勢湾台風 55 年事業（桑名市）を実施したほか、12 月 6 日に昭和東南海地震 70

年シンポジウム（津市）を開催しました。さらに、「防災・減災アーカイブ」の構築に向け、昭和東南海地震に関する体験談や資料の収集に取り組みました。引き続き、県民の防災への関心を高め、危機意識の醸成を図るための啓発事業を実施し、県民の防災意識の向上に結び付けていく必要があります。

【実践取組5 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するために】

- ①地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区間内の脆弱箇所183箇所のうち、63箇所で補強対策を完了しました。海岸堤防については、脆弱箇所200箇所のうち50箇所で補強対策を進め、当初の計画を1年前倒しして、平成26年度中に対策を完了しました。また、河川・海岸堤防については、河川改修や海岸高潮対策等に合わせた耐震対策を実施するとともに、河口部の大型水門等については2箇所で耐震対策に着手し、1箇所で完成しました。引き続き、これらの対策を進めていく必要があります。
- 津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊防止施設については、10箇所で擁壁等の整備を進めました。引き続き、市町および住民との調整を図り、対策を進めることが必要です。なお、直轄河川・海岸事業において、木曽三川河口部の海拔ゼロメートル地帯等における堤防の耐震対策や、津松阪港海岸の津地区「栗真町屋工区」「阿漕浦・御殿場工区」の整備が進められており、さらなる促進が必要です。
- ②河川堆積土砂撤去について、当該年度と今後2年間の実施候補箇所を関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報共有を図りながら実施しました。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、洪水被害を軽減するため、継続した事業の推進が必要です。また、土砂災害危険箇所内に立地する要配慮者利用施設の保全については、4箇所で砂防堰堤や擁壁等の整備を進めました。引き続き、市町および住民との調整を図り対策を進めることが必要です。
- ③農山漁村地域における避難路の整備について、2箇所の整備を進め、計画箇所のすべての整備が完了しました。漁港施設について、5地区で防波堤の改修等を、漁港海岸については、5地区で堤防の改修等をそれぞれ進めています。農地海岸について、熊野灘沿岸の1地区で堤防の改修を進めています。しかしながら、農地海岸および漁港海岸について、計画的な事業推進をはかるため、農山漁村地域整備交付金の確保が必要です。また、想定される大規模災害に備え、被災農地の早期復旧と営農再開、防災拠点漁港の早期復旧に繋がる体制整備や対策を構築する必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向

【実践取組1 「『逃げる』ための課題」を解決するために】

<防災対策部>

- ①市町が主体的に取り組む防災・減災対策への財政支援について、平成27年度に抜本的な見直しを行うこととしており、地域減災力強化推進補助金については、これまでの津波避難対策を重視した制度から、避難所における良好な生活環境の確保などの避難後を見据えた対策や、土砂災害対策、被災によって孤立した地域への支援対策などを中心に、風水害対策も視野に入れた制度へと改め、本県の防災・減災対策の進展を図っていきます。
- ②「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアルの策定」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、新たな防災人材活用の仕組みとして設けた「みえ防災人材バンク」を用いてみえ防災コーディネーターなどを地域の取組に積極的に活用することで、県内への水平展開を図ります。

【実践取組2 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために】

＜県土整備部＞

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を終えた方が、住まいとまちの安全に向け、補強工事等それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、さらなる普及啓発を市町と連携して展開します。また、引き続き、耐震診断、設計や補強工事への補助を行います。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化を促進するため、引き続き、市町と連携して早期の耐震化を働きかけ、耐震診断が義務化された建築物の耐震診断および避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）の耐震改修を支援します。

また、平成27年度は三重県耐震改修促進計画*を改定し、さらなる住宅、建築物の耐震化に向けた取組を進めています。

＜教育委員会＞

- ③県立学校施設の屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策について、早期の完了を目指して、計画的に実施していきます。

＜環境生活部＞

- ④未耐震の校舎等を有する学校法人に対しては、引き続き、それらの耐震化を促すとともに、校舎等の耐震化に取り組む学校法人への支援を行います。

＜健康福祉部＞

- ⑤災害拠点病院等の耐震化について、耐震化工事を実施している病院に対する補助を実施するとともに、平成27年度に工事が完了する予定の病院について、計画どおりに工事が完了するよう進捗状況を確認します。また、耐震化が未実施の病院に対し補助制度の内容を周知するとともに、国に対し補助制度の拡充等を働きかけます。

- ⑥耐震診断未実施の保育所については、耐震診断に要する費用を助成するとともに、耐震補強が必要な施設の耐震化整備を進めています。

【実践取組3 「災害対応力強化に向けた課題」を解決するために】

＜防災対策部＞

- ①県の地域防災計画（地震・津波対策編および風水害等対策編）の修正に基づき進められる各市町の関係計画の修正を引き続き支援します。また、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目が着実に実践され、本県の防災・減災対策が推進されるよう、各関係部局と連携して進捗を管理します。特に、新たな取組として「三重県復興指針（仮称）」、「三重県業務継続計画（BCP）」および「個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方指針（仮称）」を策定するとともに「三重県版タイムライン（仮称）」の策定に向けた検討に着手します。さらに、DONET（地震・津波監視観測システム）について、本県の地域特性に応じた災害対策への具体的な活用に向けて検討を進めます。

- ②主要観光地における観光客の防災・減災対策の推進について、引き続き、鳥羽市と紀北町と共同で取組を進めることとしており、鳥羽市では、テーマとしている帰宅困難者対策をさらに推し進めるため、これまでの取組を検証するための帰宅困難者対応訓練などの実施を検討します。紀北町においては、古里地区においてワークショップを開催するなど、観光客の津波避難対策の具体的な検討に入ることとしています。また、これらの地域に加え、新たな検討の場となる観光地や観光施設の開拓にも取り組みます。

- ③北勢広域防災拠点について、完成の目処としている平成29年度に向けて、適切な進捗管理を行いながら造成工事に着手します。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、航空燃料の備蓄に向けた取組を進めます。

- ④災害対応力の充実・強化に向けて、「訓練でできないことは、いざという災害のときに絶対にできない」との強い思いのもと、図上訓練においては、引き続き、積み重ねてきた改善を対策に反映させるとともに、昨年度、改定した「石油コンビナート等防災計画」、「国民保護計画」等をふまえた初動体制の検討など、災害対応力の着実な向上を図ります。また、実動訓練については、平成27年度に本県で開催される「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練」の機会を通じて関係機関との連携を中心とした、より実践的な防災訓練を実施します。
- ⑤原子力災害対策について、被害を受ける立場と他県からの避難者を受け入れる立場の両面から、原子力災害対策アドバイザーの意見も聞きながら具体的に検討していきます。
- ⑥昨年度見直した「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者等の防災対策を強く推し進めていきます。その一環として、平成27年度は特に、保安対策セミナーを従来の講演会形式から、新たに数日間の講座形式に変更して開催するとともに、地域創生人材育成事業を活用して保安管理に関する現場力向上のための人材育成プログラムを開発します。
- ⑦県と市町の広域的な応援・支援体制の整備について、災害発生時において物資支援や広域避難がすみやかに実施されるよう、引き続き検討を進めます。特に広域避難については、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」および「東海三県一市・木曽三川下流域等における防災対策連絡会議」において、広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進めるとともに、引き続き、海拔ゼロメートル地帯対策について国への政策提言活動を行っていきます。また、県と市町の災害時的人的広域支援体制として、台風接近時には必要に応じ、速やかに市町へ派遣チームの派遣を行います。

＜健康福祉部＞

- ⑧災害医療コーディネーターの研修会プログラムを、段階的に必要な知識を積み上げながら、より実践的な災害医療体制づくりに資するよう、関係部署が連携して作成します。さらに、研修内容を県が各地域で実施する訓練・研修会に反映させるとともに、災害医療コーディネーターの参加を促進し、災害時対応力のさらなる向上を図ります。
- ⑨医療従事者の研修について、看護師等を対象とした災害看護研修、医師を対象とした災害時検案研修を引き続き実施します。また、国がD M A T を対象に実施する研修会や実動訓練への参加を促進し、災害時対応力のさらなる向上を図ります。
- ⑩県総合防災訓練や防災図上訓練等において災害医療対応マニュアルの実効性を確認し、必要に応じて内容の更新や補足資料の整備を行います。
- ⑪県内9地域において地域災害医療対策会議を開催します。また、関係機関で協議、検討のうえ、訓練や研修を実施します。

＜県土整備部＞

- ⑫緊急輸送道路の整備については、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、引き続き、残る5路線の整備および橋梁の耐震対策を進めます。
- ⑬道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備、充実に向けて、道路啓開基地6箇所、道路構造強化5箇所の整備を行い全ての計画箇所（道路啓開基地14箇所、道路構造強化21箇所）を完了させるとともに、道路啓開マップを活用した訓練を実施します。

＜警察本部＞

- ⑭大規模な地震の発生に備え、交番・駐在所に避難誘導資機材等を整備するとともに、施設面の整備を計画的に進めます。

【実践取組4 「自らの命を自ら守るためにの課題】を解決するために】

＜教育委員会＞

- ①全ての公立小中学校および県立学校において、防災ノートを活用した学習が定着していることから、

防災ノートを活用した学習がより効果的に実施されるよう、学校現場の意見をふまえ、防災ノートや指導者用資料の見直しを図っていきます。

- ②学校における防災教育・防災対策をより一層推進していくため、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とした研修内容の見直しや、研修時数を増やすなど充実を図っていきます。
- ③市町教育委員会や県・市町防災担当部局等と連携して、学校と自主防災組織等を結びつけるなど、地域と連携した防災学習や防災に関する訓練等の推進に取り組んでいきます。
- ④児童生徒等の防災意識や災害対応能力の向上を図るため、被災地との交流を活かした防災学習や体験型防災学習・防災訓練などの、学校における防災教育を支援していきます。

＜防災対策部＞

- ⑤地域防災力を強化するためには、みえ防災コーディネーターなど個々の防災人材の育成、活用だけでなく、地域防災の要となる消防団や自主防災組織の組織力向上と相互の連携強化が必要であることから、消防団員を対象に防災に関する知識の習得や災害時要援護者対策などの自主防災組織における重要な活動についての研修を実施し、自主防災組織のアドバイザーとしての役割を担う消防団員を養成するとともに、自主防リーダー研修に消防団の活動についての内容を盛り込むことなどのほか、消防団と自主防災組織の充実、強化および相互の連携を深めるための新たな仕組みを構築して、これを推進します。
- ⑥「みえ防災人材バンク」登録者が地域での実践活動を行うための事前研修をはじめ、バンク登録者が一層地域で活躍できるための仕掛けを設けながら、人材バンクの充実を図ります。また、企業防災力の向上については、相談窓口アドバイザーの充実を図り、企業における防災関係の取組を支援します。また、「みえ企業等防災ネットワーク」において、BCPの策定促進や地域防災への企業の参画促進を図るための取組を「みえ防災・減災センター」との連携のもと進めます。
- ⑦防災啓発について、メディアを活用した広報や市町や「みえ防災・減災センター」と連携したセミナー等による啓発を実施します。「防災・減災アーカイブ」の構築について、平成27年度は伊勢湾台風や紀伊半島大水害等の風水害を中心に体験談や資料の収集を進めます。さらに、「防災・減災アーカイブ」を活用した防災の日常化の定着を図るため、「みえ防災・減災センター」において、防災を題材にした郷土教育や地域での防災啓発活動のコンテンツ作成に活用可能な、世代を超えてつないでいくべき災害の記憶や記録の収集およびその活用方法について検討します。

【実践取組5 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するために】

＜県土整備部＞

- ①河川堤防については、引き続き補強対策を進め、津波浸水予測区間内の脆弱箇所183箇所のうち残り95箇所について、52箇所の完成を目指します。
- 海岸堤防については、地震・津波に対して「粘り強い海岸堤防」とするための計画づくりを進めます。また、河川改修や海岸高潮対策に合わせた堤防の耐震対策と、河口部の大型水門等の耐震対策を推進します。
- 津波浸水予測区域内における避難地・避難路の保全のため、市町および住民との調整を図り、引き続き急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めます。
- 直轄河川・海岸事業において、木曽三川河口部の海拔ゼロメートル地帯等における堤防の耐震対策や、津松阪港海岸の津地区「栗真町屋工区」、「阿漕浦・御殿場工区」の整備を促進します。
- ②河川堆積土砂撤去については、「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら、引き続き撤去を推進するとともに、砂利採

取制度を活用した土砂撤去の促進を図ります。また、土砂災害危険箇所内に立地する要配慮者利用施設の保全のため、市町および住民との調整を図り、引き続き土砂災害防止施設の整備を進めます。

<農林水産部>

③異常気象や地震・津波に備えるため、引き続き、防波堤など漁港施設の整備や農地海岸および漁港海岸の堤防改修等を進めるとともに、海岸堤防については、地震・津波に対して「粘り強い海岸堤防」とするための計画づくりを進めます。また、計画的な事業推進を図るため、予算確保や事業制度の提言を行っていきます。さらに、想定される大規模災害に備え農業版B C P*及び漁港B C Pを策定するとともに、中長期的な視野に立って農業農村整備を着実に進めていくため、「三重県農業農村整備計画（仮称）」を策定します。

2 三重県新地震・津波対策行動計画 平成26年度実績レポートについて

1 趣旨

「三重県新地震・津波対策行動計画」（平成25年度～29年度）（以下「本計画」という。）の平成26年度の取組結果と平成27年度の取組方向を、「実績レポート」（以下「本レポート」という。）としてまとめましたので報告します。（「別冊」参照。）

2 位置づけ

本レポートは、本計画の第4章「計画の基本事項」の「4 進行管理」の項に基づき、作成したものです。

「4 進行管理」
本計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的に推進します。全体の進捗状況については、防災対策部でとりまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議などで進行管理を行います。

3 主な構成

本計画では、発災前から発災後までの対応を、それぞれのフェーズに沿ったきめ細かな対策として取り組むことができるよう、必要となる対策を、23の「施策」として分類し、掲げています。

そこで、本レポートは、施策ごとに「行動項目の一覧」を示し、「平成26年度の取組結果（成果）と今後の課題」、「平成27年度の取組方向」をとりまとめた構成としています。

なお、具体的な記載については、本計画の第6章「『県民の命を守り抜く』ための選択・集中テーマ」に掲げた「重点行動項目」の取組結果等を中心とした内容としています。

4 今後について

平成27年度は、数値目標を掲げた本計画の中間年にあたることから、引き続き関係部局連携のもと、本計画の着実な推進を図ります。

3 三重県復興指針（仮称）の策定に向けた検討状況について

1 趣旨

「三重県復興指針（仮称）」の策定に向けて、東日本大震災による被災自治体の取組状況を調査するとともに、有識者からの意見聴取等の取組に着手しました。以下、その概要を報告します。

2 東日本大震災による被災自治体（岩手県、宮城県）の取組状況について

	岩手県	宮城県
復興方針	東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針 (策定年月) 平成 23 年 4 月 11 日 (担当課) 政策地域部政策推進室	宮城県震災復興基本方針 (策定年月) 平成 23 年 4 月 11 日 (担当課) 企画部政策課
復興計画 (基本計画)	岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画 (策定年月) 平成 23 年 8 月 (計画期間) 8 年間（目標；H30 年度） (担当課) 復興局企画課	宮城県震災復興計画 (策定年月) 平成 23 年 10 月 (計画期間) 10 年間（目標；H32 年度） (担当課) 震災復興・企画部震災復興政策課
復興計画 (実施計画)	岩手県東日本大震災津波復興計画 第 1 期実施計画 (策定年月) 平成 23 年 8 月 (計画期間) 3 年間（H23～H25 年度） (担当課) 復興局企画課	宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画 (復旧期) (策定年月) 平成 24 年 3 月 (計画期間) 3 年間（H23～H25 年度） (担当課) 震災復興・企画部震災復興政策課
	岩手県東日本大震災津波復興計画 第 2 期実施計画 (策定年月) 平成 26 年 3 月 (計画期間) 3 年間（H26～H28 年度） (担当課) 復興局復興推進課	宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画 (再生期) (策定年月) 平成 26 年 3 月 (計画期間) 4 年間（H26～H29 年度） (担当課) 震災復興・企画部震災復興政策課
	(県総合計画と復興計画の関係) 総合計画「いわて県民計画（H21～H30 年度）」も併存。次期総合計画を見据え、復興計画の計画期間を平成 30 年度までの 8 年間と設定。	(県総合計画と復興計画の関係) 総合計画「宮城の将来ビジョン（H19～H28 年度）」と復興計画を一体的に進めるため、震災時に推進していた「宮城の将来ビジョン・第 2 期行動計画（H22～H25 年度）」を全面改定し、共通の実施計画として、現在の計画を新たに策定。
推進体制	岩手県東日本大震災津波復興委員会 (設置年月) 平成 23 年 4 月 11 日 (事務局) 復興局企画課（現：復興推進課）	宮城県震災復興本部 (設置年月) 平成 23 年 4 月 22 日 (事務局) 震災復興・企画部震災復興推進課

3 東日本大震災による被災自治体の取組状況調査の概要について（主な聴取事項）

(1) 復興方針等の策定

(岩手県)

- ・復興方針は、総合計画を所管する政策地域部において策定した。走りながらの対応であった。事前に考えておくことができるのであれば、考えておくべきである。事前復興の取組は、被災後のスムーズな対応につながる。
- ・新たに編成した復興局では、初期の段階から復興計画策定を担当し、県災害対策本部が廃止された後は、仮設住宅や被災者支援にかかる業務も担当することとなった。
- ・市町村の復興計画の策定時期は被災の程度に左右される。被害が軽かった市町村では、早い時期に復興計画を策定できたが、被害が大きかった大槌町や陸前高田市においては、策定できたのは平成23年12月以降であった。

(宮城県)

- ・当時の企画部政策課が中心となり、復興方針をまとめた。その後、企画部を再編し、震災復興・企画部が設置された。
- ・水産業復興特区の創設など、被災地から国に対して提案を行うための計画をめざしたため、国に先んじて、復興方針や復興計画を策定した。
- ・復興の取組は、常に状況が変化するため、計画策定後も見直しが求められる。

(2) 現在抱えている課題等

(岩手県)

- ・時間経過や事業進捗とともに復興のステージが変わってくる中、生活再建全般が長引いている。
- ・国が定めた集中復興期間は平成27年度までであるが、被災地の認識としては、復興はこれからである。早く復興に取りかかりたくても、被害が甚大であった市町村ほど着手することができず、遅れたというのが実情である。
- ・阪神・淡路大震災や新潟中越地震に要した復興期間と照らし、東北への復興支援もそろそろ完了させてはどうかとの意見があるが、元の場所で復興を行うのと、新たな場所で復興を行うのとでは、復興に必要な時間が全く異なる。

(宮城県)

- ・現在の課題として、住まいの確保については、復興まちづくりの遅れ、建設資材や労働力の不足等により災害公営住宅の整備が遅れている。仮設住宅等での不安定で不自由な生活の長期化により、年齢を問わず被災者の心身への影響が深刻となっている。
- ・有効求人倍率自体は1.28(H27.3)と高水準だが、業種や職種による求人・求職に隔たりがあるなど、雇用のミスマッチが発生している。
- ・事業者の販路の回復・開拓については、中小事業者の販路が戻っていない。

4 有識者からの意見聴取について

(1) 被災地支援の立場から見た震災復興の状況について

- ・ 震災直後は、あらゆることに同時に取り組まなければならない。復旧と復興を同時に進めることが要求される。しかも、極めて短時間で調整を行い、意思決定しなければならない。
- ・ 復旧や復興のスピードは、自然災害の大きさだけでなく、行政組織が負うダメージの大きさ、経済活動の主体が負うダメージの大きさにも左右される。
- ・ 産業復興のうち、特に甚大な被害があった水産業については、漁港の護岸整備、製氷機の設置など、施設・設備に関しては、短い期間である程度の成果が出ている。一方、そのことが、取引先との販路回復や販売額の回復にまで結びついているかと言えば、厳しい状況にある。

(2) 被災者支援の立場から見た震災復興の状況について

- ・ 災害公営住宅の整備の遅れから、仮設住宅での生活が長くなっている。当初、仮設住宅の入居期間は2年であったが、5年に延長された。
- ・ また、建設用地となった民有地の契約期間の終了等により、仮設住宅の集約化が行われている。何度も住まいが変更されることにより、コミュニティが崩壊しつつある。自立再建できる人は、早々に仮設住宅から退去する。取り残され感がある中で、人間関係を再構築しなければならない。見た目の復興は進んできているが、被災者が抱えるストレスは、より深刻化している。
- ・ 今回の震災では、コミュニティの結びつきの強さが、迅速な救助や支援につながるなど効果を上げた。地域のコミュニティは、災害時に困難を抱える人を支えることができる。震災対応・復興は、地域が主体となるべきである。今のうちから、地域の関係づくり、また、学校や企業を含めた地域を取り巻く関係づくりを進めていくことが大事である。

5 今後の進め方について

今回実施した状況調査のほか、今後、引き続き、東日本大震災をはじめ、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など震災復興における教訓や課題の整理、また、有識者による専門部会からの意見聴取にも努め、「三重県復興指針（仮称）」に盛り込む項目や構成等についての検討を行うなど、指針の策定を着実に進めていきます。

4 「ちから・いのち・きずなプロジェクト」について

1 「ちから・いのち・きずな」プロジェクトの目的

地域防災力の向上に資するため、その中核を担う消防団と自主防災組織の充実強化を図り、地域の組織力を発揮するための人づくりの新たな仕組みづくりとして、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」に取り組みます。

2 キックオフイベントの開催

当プロジェクトのキックオフイベントとして、消防団と自主防災組織が連携して地域防災に取り組んでいくことの重要性について、それぞれの関係者が共通認識を持てるることを目的に地域防災シンポジウムを開催しました。

(1) 日 時 平成 27 年 6 月 13 日 (土) 13 時 30 分～16 時 10 分

(2) 場 所 三重県勤労者福祉会館 6 階 講堂

(3) 参加者 141 名

[内訳] 消防団・自主防災組織・市町及び消防本部 計 101 名

その他関係者 計 40 名

(4) 内 容

① 講演

講 師：(一財) 消防科学総合センター

研究開発部長兼統括研究員 黒田 洋司 氏

テーマ：「地域防災が目指す姿～消防団と自主防災組織との協働～」

概 要：全国の事例を交えながら講演いただき、その概要は次のとおりでした。

- ・三重県の自主防災組織は、組織率や活動実態において全国より高いレベルにあるが、これまでの土台作りから中身を入れていく段階にきている。
- ・全国的に自主防災組織も市町村も様々な問題を抱えている。消防団は自主防災組織と市町村の間を埋めるパイプ役として期待される。
- また、消防団だけでなく、消防団OB、ボランティア、民生委員、学校など、多様な主体と共同してパイプ役になつてもよい。
- ・消防団や自主防災組織が臨戸し、逃げる前に怪我をしないよう危険な寝室を減らしていくような活動も行う必要があるのではないか。

② パネルディスカッション

コーディネーター：黒田 洋司 氏

パネリスト：津市消防団 団長

松島 昇 氏

伊勢市消防団 副団長

新谷 琴江 氏

松阪市朝見まちづくり協議会 防災部会長

田所 桂 氏

元伊賀市三田地区自主防災協議会 事務局長

貝増 統太郎 氏

三重県防災対策部 部 長

稻垣 司

概 要：「消防団と自主防災組織がどのように連携していくべきか」というテーマでパネルディスカッションが行われ、主な意見は次のとおりでした。

- ・消防団の中でも、各方面団にそれぞれ伝統があり、災害に対する考え方にも、津波や土砂災害など地域の特色に合わせた減災の取組を行っている。
- ・消防団や自主防災組織をはじめ様々な団体が、個々に動くのではなく、連携が出来る仕組みを作らなくてはいけない。それぞれの役割をしっかりと理解し合う互助の力で取り組んでいければと思う。

- ・重機等を持つ事業所と覚書を交わし、救助の際の協力をお願いしている。
また、要援護者の避難においては老人福祉施設に協力をお願いしている。
- ・発災時には何をしていいのか、何を応援してもらえばいいのかわからないのが実態としてある。また、訓練のマンネリ化を開拓するためにも、消防団と自主防災組織が連携した実践的な訓練を考えていきたい。
- ・発災前の対策として、地域の方と一緒に考えながら、寝室倒壊を防ぐなどの取組を進めていきたい。また、都道府県や市町村の垣根を越えて被災地の支援に取り組めるよう考えてもらいたい。
- ・県としては、地域防災の要としての消防団や自主防災組織の仕掛け、仕組みづくりに本気モードで取り組む必要性を考えてきた。県内各地域で状況や災害も異なるが、地域防災力に抜け穴がないようしっかりとカバーする仕組みを構築していきたい。

3 今後の取組

今後は、次の事業に取り組み、当プロジェクトを推進していきます。

(1) 消防団を対象とした「自主防災組織アドバイザー」の養成

防災、消火・救護・救出等の指導技術や、消防団と自主防災組織の役割等の知識を習得し、自主防災組織と積極的に関わる中で相互の連携強化を図れる人材の育成をめざし、自主防災組織アドバイザーを養成します。

みえ防災・減災センターと連携し、共通講座・専門講座・実技講習をセットメニューとした養成講座を開催します。(8月～9月)

(2) 自主防災組織を対象とした「自主防災組織リーダー」の養成

自主防災組織のリーダーとして必要な知識・技能を習得し、消防団との連携の重要性についての理解を深め、組織の活性化に取り組む人材の育成をめざし、自主防災組織リーダーを養成します。

みえ防災・減災センターと連携し、基礎知識・組織運営・消防団との連携を主な内容とした研修会を開催します。(7月～9月)

(3) 「自主防災組織アドバイザー（消防団員）」と「自主防災組織リーダー」の連携

(1) と(2)に参加した「自主防災組織アドバイザー（消防団員）」と「自主防災組織リーダー」を対象として、学んだ知識・技術等を実際の連携した活動につなげていただくことを目的に、実務研修を実施します。(11月)

(4) モデル事業の展開

上記(1)～(3)の取組を通じて、実践を行う1地域を選定し、県内各地域への水平展開に資するモデル事業を実施します。(12月～)

(5) その他の取組

若手消防団員を対象に、若い時期から地域の安全を自らで考える若年層リーダーとなる人材の育成をめざし、講座を開催します。

また、消防団員の確保（若年層消防団員の確保）につながる新たな制度導入に向けた検討を進めます。

さらに、活動実態がない自主防災組織の活性化につながる支援に取り組みます。

5 審議会等の審議状況について

(平成 27 年 2 月 16 日～平成 27 年 6 月 2 日)

1 三重県防災会議

1 審議会等の名称	三重県防災会議
2 開催年月日	平成 27 年 3 月 19 日
3 委員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 警察庁中部管区警察局長 平野 和春、外 53 名
4 諮問事項	1 三重県地域防災計画（風水害等対策編） 平成 27 年 3 月修正案について 2 三重県地域防災計画（地震・津波対策編） 平成 27 年 3 月修正案について 3 三重県水防計画 平成 27 年度修正案について
5 調査審議結果	上記 3 件の諮問について了承
6 備考	

2 三重県石油コンビナート等防災本部員会議

1 審議会等の名称	三重県石油コンビナート等防災本部員会議
2 開催年月日	平成 27 年 3 月 19 日
3 委員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 警察庁中部管区警察局長 平野 和春、外 24 名
4 諮問事項	三重県石油コンビナート等防災計画の修正について
5 調査審議結果	三重県石油コンビナート等防災計画 平成 27 年 3 月修正案を了承
6 備考	

3 三重県国民保護協議会

1 審議会等の名称	三重県国民保護協議会
2 開催年月日	平成27年3月19日
3 委員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 警察庁中部管区警察局長 平野 和春、外49名
4 諮問事項	三重県国民保護計画の修正について
5 調査審議結果	上記1件の諮問について了承
6 備考	

4 三重県救急搬送・医療連携協議会

1 審議会等の名称	三重県救急搬送・医療連携協議会
2 開催年月日	平成27年5月28日
3 委員	会長 三重大学医学部附属病院長 伊藤 正明 副会長 三重県医師会副会長 小林 篤 委員 三重県医療審議会周産期医療部会長 駒田 美弘、外21名
4 諮問事項	傷病者の搬送及び受入れ基準について
5 調査審議結果	指導救命士の育成等について、メディカルコントロール専門部会からの報告を了承
6 備考	